

広島フィリピン友好協会 会則

第一章 総 則

第1条 本会は、「広島フィリピン友好協会」と称する。

第2条 本会の事務局は、以下の住所に置く。

広島フィリピン友好協会

〒734-0055 広島市南区向洋新町1-1-3

ジョブテシオ株式会社内

電話：082-581-3931

FAX：082-581-3931

第二章 目的および事業

第3条 本会は、広島とフィリピンの相互理解と友好の促進、相互協力の発展のための活動を行い、世界平和の一助となることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 相互理解のための文化的交流
- (2) 教育的交流
- (3) 技術的交流
- (4) 設立趣旨に関連する社会的啓発活動

第三章 会 員

第5条 本会の会員は、個人会員および法人会員とする。

個人会員は大学生以下の学生会員と、それ以上の一般会員から成る。

第6条 本会の趣旨に賛同する者で役員会が承認するものとする。

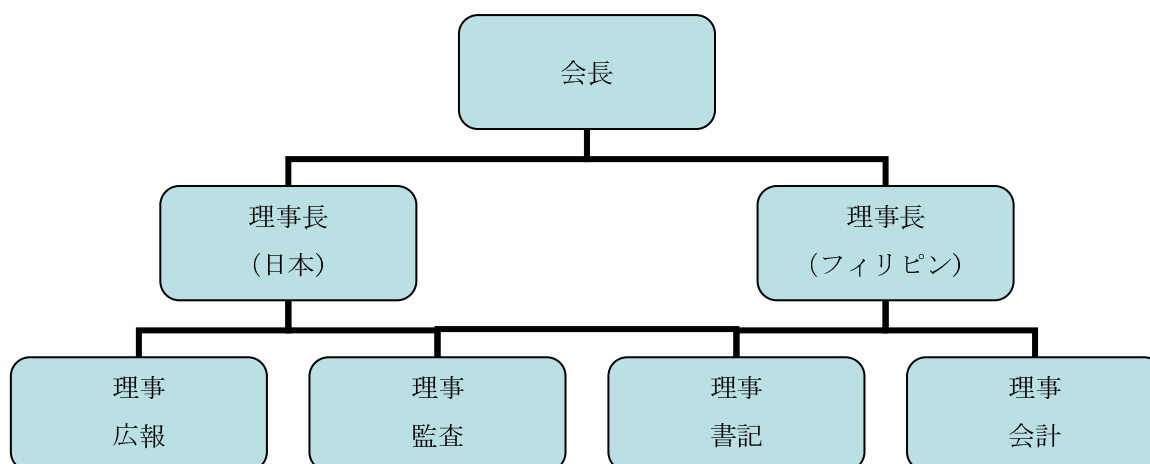
第7条 会員は、次の事由によりその資格を喪失する。

- (1) 脱会届を提出したとき。
- (2) 個人会員が死亡したとき。
- (3) 役員会で不相当と認められたとき。

第四章 役員

第8条 本会に会長1名、日本／フィリピンの理事長各1名、理事4名の役員を置く。

組織図)



第9条 理事は総会において選出する。

第10条 会長および日本／フィリピンの理事長は理事会において互選する。

第 11 条 役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。任期途中に選任された場合は、その残余期間とする。

第 12 条

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 日本／フィリピンの理事長は会長を補佐し、一切の会務を執行する。
- (3) 理事は理事会を組織して会務を企画処理する。
- (4) 監事は本会の会計を監査する。

第五章 会 議

第 13 条

- (1) 総会は、毎年一回開催し、会長が召集する。ただし、理事会が必要と認めたときは、臨時総会を招集することができる。
- (2) 総会は、会員の過半数（委任状または代理人を含む）の出席により成立する。
- (3) 総会に付議する事項は次のとおりとする。
 - (3.1) 事業計画および報告
 - (3.2) 予算および決算
 - (3.3) 役員を選任および解任
 - (3.4) 会則の改正
 - (3.5) その他理事会が必要と認めた事項
- (4) 総会の決議は、出席者の過半数をもってこれを行う。

第 14 条 理事会

- (1) 理事会は理事をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。
- (2) 理事会は、理事の過半数（委任状または代理人を含む）の出席により成立する
- (3) 理事会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - (3.1) 総会に付議する事項
 - (3.2) その他会則に定めのある事項
- (4) 理事会の決議は、出席者の過半数をもってこれを行う。

第六章 会 計

第 15 条

- (1) 本会の経費は、会費およびその他の収入をもってこれに充てる。
(2) 本会の会費は次のとおりとする。

| | | |
|------|-----------|----------|
| 個人会員 | 一般 | 2,000 円 |
| | 学生（大学生まで） | 1,000 円 |
| 法人会員 | | 10,000 円 |

第 16 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第七章 付 則

第 17 条 この会則は、2012 年 2 月 1 日より施行する。